

# 医療機関オンライン化支援事業補助金制度概要

## 1 制度の概要

難病指定医または協力難病指定医が勤務する医療機関が、難病・小慢データベースにおける臨床調査個人票（診断書）のオンライン登録に対応できるように、院内システムの改修やオンライン登録用のPCの購入等、オンライン化に要する費用について 1医療機関あたり5万円を限度に、所要額の1／2の範囲内で補助を行います。

※この補助金は、臨床調査個人票（指定難病医療費助成の診断書）の電子化等に係る経費のためにのみ使用することとします。

※令和4年度から令和6年度に既に交付している医療機関は、申請対象外です。

※一度申請をしたが事業に着手しなかった場合は「医療機関オンライン化支援事業補助金交付申請取下届出書」により取下げの申請が必要となりますのでご注意ください。

(補助金額の例)

- ・ PC購入に5万円（税込）かかった場合→1／2である2万5千円を補助
- ・ システム改修に20万円（税込）かかった場合→補助上限額である5万円を補助

## 2 申請手続きの流れ

	申請手続きの流れ		提出期限
1	補助金交付申請書（第1号様式）の提出 ※見積書等金額根拠資料の提出必須	医療機関	令和8年1月30日（金）必着
2	交付決定通知書（第2号様式）の送付	市	
3	PC等の購入、システム改修等	医療機関	※交付決定通知後に着手してください。 交付決定通知前に購入等したものは補助金対象外です。
4	実績報告書（第6号様式）の提出 ※領収証の写し提出必須。 発注書・納品書・請求書は不可。	医療機関	事業完了後30日以内又は令和8年3月31日までのいずれか早い日必着 (※令和8年3月31日を越えて提出があっても補助金をお支払いできません。)
5	補助金交付額確定通知書（第7号様式）の送付	市	
6	補助金交付請求書の提出（第8号様式）	医療機関	
7	指定口座へ補助金を交付	市	
8	仕入控除税額報告書の提出（第9号様式）	医療機関	令和9年4月以降。川崎市から提出依頼を別途通知します。

補助金交付決定通知書が届いてから事業に着手（PCの購入等）してください。この通知の前に着手した場合は、補助金の対象外となります。

当該補助金は全額国庫負担のため、予算上限を超えて申請があった場合は、申請を締め切る可能性があります。

## 3 申請書類提出先

川崎市公式ウェブサイトのWEB申請フォームよりご申請ください。

「【指定医・指定医療機関の皆様へ】指定難病に係る臨床調査個人票のオンライン化について」

「<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000138618.html>」



## 4 問い合わせ先

川崎市健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課

電話：044-200-1979 メールアドレス：[40kokufu@city.kawasaki.jp](mailto:40kokufu@city.kawasaki.jp)